ASUKA vol. 29

(公社)奈良県トラック協会〈適正化事業情報誌〉 あすか

https://narata.or.jp/

CONTENTS

| 標準的な運賃の告示制度 | | 1~4 |
|-----------------------|--------------|-------------|
| 標準的な運賃と奈良起点の主要都市早見地 | 図 | 5~6 |
| 感染のリスクを下げる正しい感染防止対処プ | 方法 | 7~ 8 |
| 「荷主どうし」の連携によりトラック運転者の | 労働時間を短縮しましょう | 9~10 |
| 貨物自動車運送事業者が備え置くべき帳票 | 類等一覧 | 11 |



公益社団法人 奈良県トラック協会 奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関



〒639-1037 奈良県大和郡山市額田部北町981番地の6 TEL 0743-23-1200(代) FAX 0743-23-1212

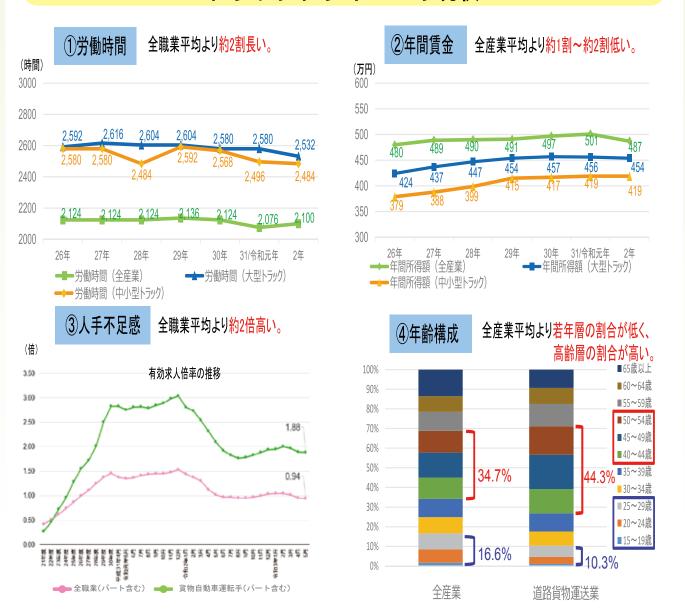
標準的な運賃の告示制度が導入されました

令和6年4月から働き方改革関連法に基づき、トラックドライバーの時間外労働の 上限規制 (年間 960 時間) *が適用されます。

長時間労働、低賃金等によりトラックドライバーが確保できず、重要な社会インフラ である物流が滞ってしまうことのないよう、事業者が人材を確保し、法令遵守を徹底し、 持続的なトラック輸送を維持するために、貨物自動車運送事業法が改正され、国土交 通省は、令和2年4月、事業者が法令を遵守して持続的に事業を行う際の参考となる 運賃として「標準的な運賃」を定めました。

(※) 時間外労働の上限規制 (年間 960 時間) に違反すると、6 か月以下の懲役または 30 万円以下の罰金が科されるおそれがあります。

トラックドライバーの現状



「標準的な運賃」告示制度の概要

運賃表の種類

距離制運賃

時間制運賃

地方運輸局等のブロック(10 ブロック)単位 域 地

車 型 バン型車両で設定

● 冷蔵車・冷凍車は割増率(2割)を設定

※その他の車両も事業者独自に割増率を別途設定することが可能です。

| | 小型車 | 中型車 | 大型車 | トレーラー |
|----|------------|----------------------------|----------------------------|---|
| | (2t クラス) | (4t クラス) | (10t クラス) | (20t クラス) |
| 車種 | 最大積載量2トン以下 | 最大積載量2トン超かつ 車両総重量11トン未満 | 中型車を超える車両 (ただし、トレーラを除く) | けん引車と被けん引車を 連結した車両であって、 最大積載量が20トン前後 のもの |

対象となる 運送形態

- 車両を貸し切って貨物を運送する場合で設定
- 実車率 50% (帰り荷が無く車庫に戻ること)で設定

元請・下請の

- 実運送を行う場合で設定
- 元請事業者の傭車費用や管理料は含まれていません
- 運送サービスを提供することで収受する運賃を運賃表で設定
- 料金 (待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料) や実費 (高速道路利用料、 フェリー利用料、燃料サーチャージ等)は標準的な運賃に含まれていな いため、別途収受することとされています

運賃と料金等 の考え方

● 料金のうち、待機時間料のみ告示で設定

| 時間 | 小型車 | 中型車 | 大型車 | トレーラー |
|-----------------------------------|----------|----------|------------|-----------|
| | (2t クラス) | (4t クラス) | (10 t クラス) | (20t クラス) |
| 30 分を超える場合において 30 分までごとに発生する金額 | 1,670円 | 1,750円 | 1,870円 | 2,220円 |

告示で定める 運賃割増率

| 特殊車両割増 | 冷蔵車・冷凍車 | 2割 |
|---------|----------------------|----|
| 休 日 割 増 | 日曜祝祭日に運送した距離に限る | 2割 |
| 深夜・早朝割増 | 午後10時から午前5時までに運送した距離 | 2割 |

※上記項目以外についても事業者独自に割増率を別途設定することが可能です。

「運賃料金適用方」の作成

運賃料金適用方とは?

運賃、料金、実費をどのようなルールで適用するか、割増や割引の適用方法等、告示内容を補完する 事項を各トラック運送事業者が「運賃料金適用方」として定めます。

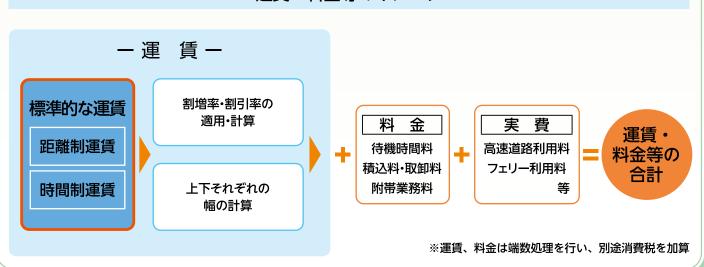
運賃料金適用方で定める主な項目

主に以下の項目について、各事業者において運賃料金等の取扱い方法を定めます。



料 金 料 金 • 積込料・取卸料 • 附帯業務料 • その他料金

運賃・料金等のイメージ



全日本トラック協会HPには、荷主の皆さまに ご理解、ご協力頂きたい内容を掲載しています!

トラック標準的な運賃で、検索して下さい。



トラック 標準的な運賃検索 HOME ENGLISH サイト内検索 (準備中) 荷主・一般の 皆様へ



近畿運輸局 標準的な運賃と

距離制運賃 運賃表

以下の運賃表は標準的な運賃の告示をもとにキロ程を 1,000km まで表示しています

| まで表示しています。 (単位:円) | | | | | | | | |
|----------------------|----------------|----------------|-----------------|-------------------|--|--|--|--|
| 車種別 | 小型車 (2tクラス) | 中型車 (4tクラス) | 大型車 (10tクラス) | トレーラー (20tクラス) | | | | |
| 10km | 14,330 | 16,490 | 20,790 | 25,860 | | | | |
| 20km | 16,020 | 18,460 | 23,430 | 29,290 | | | | |
| 30km | 17,710 | 20,430 | 26,080 | 32,710 | | | | |
| 40km | 19,400 | 22,400 | 28,720 | 36,140 | | | | |
| 50km | 21,090 | 24,380 | 31,370 | 39,570 | | | | |
| 60km | 22,770 | 26,350 | 34,010 | 43,000 | | | | |
| 70km | 24,460 | 28,320 | 36,650 | 46,430 | | | | |
| 80km | 26,150 | 30,290 | 39,300 | 49,860 | | | | |
| 90km | 27,840 | 32,270 | 41,940 | 53,290 | | | | |
| 100km | 29,530 | 34,240 | 44,590 | 56,720 | | | | |
| 110km | 31,220 | 36,190 | 47,160 | 60,040 | | | | |
| 120km | 32,910 | 38,140 | 49,730 | 63,360 | | | | |
| 130km | 34,600 | 40,090 | 52,300 | 66,690 | | | | |
| 140km | 36,290 | 42,040 | 54,870 | 70,010 | | | | |
| 150km | 37,980 | 43,990 | 57,440 | 73,330 | | | | |
| 160km | 39,670 | 45,940 | 60,010 | 76,660 | | | | |
| 170km | 41,360 | 47,890 | 62,580 | 79,980 | | | | |
| 180km | 43,050 | 49,840 | 65,150 | 83,300 | | | | |
| 190km | 44,740 | 51,790 | 67,720 | 86,620 | | | | |
| 200km | 46,430 | 53,740 | 70,290 | 89,950 | | | | |
| 220km | 49,800 | 57,610 | 75,360 | 96,500 | | | | |
| 240km | 53,170 | 61,480 | 80,430 | 103,050 | | | | |
| 260km | 56,540 | 65,350 | 85,500 | 109,600 | | | | |
| 280km | 59,910 | 69,220 | 90,570 | 116,150 | | | | |
| 300km | 63,280 | 73,090 | 95,640 | 122,700 | | | | |
| 320km | 66,650 | 76,960 | 100,710 | 129,250 | | | | |
| 340km | 70,020 | 80,830 | 105,780 | | | | | |
| 360km | 73,390 | 84,700 | 110,850 | 142,350 | | | | |
| 380km | 76,760 | 88,570 | 115,920 | 148,900 | | | | |
| 400km | 80,130 | 92,440 | 120,990 | | | | | |
| 420km | 83,500 | 96,310 | 126,060 | 162,000 | | | | |
| 440km | 86,870 | 100,180 | 131,130 | 168,550 | | | | |
| 460km | 90,240 | 104,050 | 136,200 | 175,100 | | | | |
| 480km | 93,610 | 107,920 | 141,270 | 181,650 | | | | |
| 500km | 96,980 | 111,790 | 146,340 | | | | | |
| 550km | 105,410 | 121,470 | 159,010 | 204,570 | | | | |
| 600km | 113,840 | 131,150 | 171,680 | 220,940 | | | | |
| 650km | 122,270 | 140,830 | 184,350 | 237,310 | | | | |
| 700km | 130,700 | 150,510 | 197,020 | 253,680 | | | | |
| 750km | 139,130 | 160,190 | 209,690 | 270,050 | | | | |
| 800km | 147,560 | 169,870 | 222,360 | 286,420 | | | | |
| 850km | 155,990 | 179,550 | 235,030 | 302,790 | | | | |
| 900km | 164,420 | 189,230 | 247,700 | 319,160 | | | | |
| 950km | 172,850 | 198,910 | 260,370 | 335,530 | | | | |
| 1000km | 181,280 | 208,590 | | | | | | |
| 50kmを増すごとに | 8,430 | 9,680 | 12,670 | 16,370 | | | | |
| 加算する金額 | 3, 130 | 2,000 | | | | | | |

| | 時間制運賃 運賃表 | | | | | | | | |
|-----|-------------------|----------------|----------------|-----------------|-------------------|--|--|--|--|
| | | | | | (単位:円) | | | | |
| 区分 | 車種別 | 小型車 (2tクラス) | 中型車 (4tクラス) | 大型車 (10tクラス) | トレーラー (20tクラス) | | | | |
| 基礎額 | 8時間*1 | 35,580 | 42,040 | 53,710 | 67,430 | | | | |
| | 4時間 ^{※2} | 21,350 | 25,220 | 32,230 | 40,460 | | | | |
| 加算額 | 距離(10km) | 280 | 340 | 510 | 710 | | | | |
| | 時間(1時間)**3 | 3,400 | 3,560 | 3,810 | 4,510 | | | | |

- ※1 基礎走行キロは、小型車は100km、小型車以外のものは130km
- ※2 基礎走行キロは、小型車は50km、小型車以外のものは60km
- ※3 4時間制の場合であって、午前から午後にわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。

| 目 | 的 | 地 | 京都府京都市 |
|----|-----------------|----------------|---------|
| 距 | | 離 | 48 km |
| 小 | 型 | 車 | 21,090円 |
| 中 | 型 | 車 | 24,380円 |
| 大 | 型 | 車 | 31,370円 |
| ۲۱ | ν— - | 5 — | 39,570円 |
| | | | |

| / | | | | |
|---|----|-----------------|----|---------|
| | 目 | 的 | 地 | 大阪府大阪市 |
| | 距 | | 離 | 31 km |
| | 小 | 型 | 車 | 19,400円 |
| | 中 | 型 | 車 | 22,400円 |
| | 大 | 型 | 車 | 28,720円 |
| | ۲L | ν— Ξ | ラー | 36,140円 |
| | | | | |

| 目 的 地 | 兵庫県神戸市 |
|-------|---------|
| 距離 | 67 km |
| 小型車 | 24,460円 |
| 中型車 | 28,320円 |
| 大型車 | 36,650円 |
| トレーラー | 46,430円 |

| 1 | | | | |
|---|----|-----------------|----|----------|
| | 目 | 的 | 地 | 広島県広島市 |
| | 距 | | 離 | 366 km |
| | 中 | 型 | 車 | 88,570円 |
| | 大 | 型 | 車 | 115,920円 |
| | ١١ | ν— - | 5— | 148,900円 |

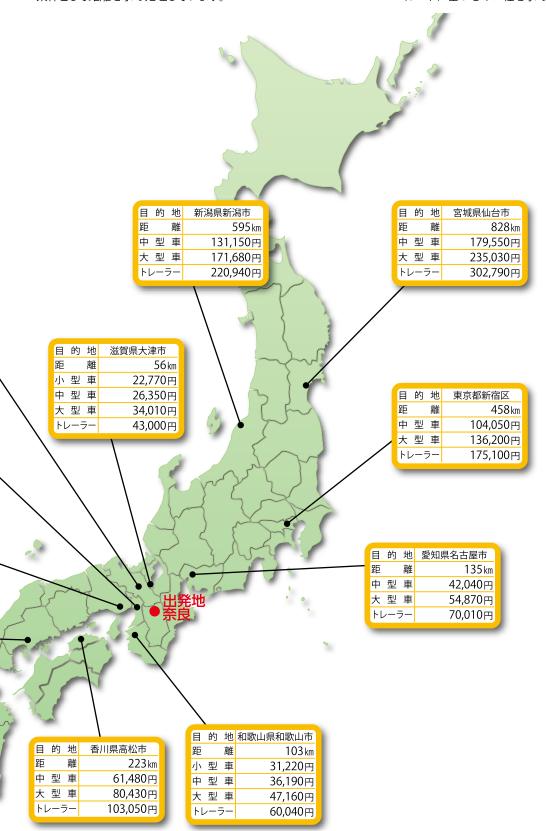
| 目 | 的 | 地 | 福岡県福岡市 |
|----|-----------------|----|----------|
| 距 | | 離 | 645 km |
| 中 | 型 | 車 | 140,830円 |
| 大 | 型 | 車 | 184,350円 |
| ۲L | /— - | ラー | 237,310円 |

奈良起点の主要都市早見地図

奈良を起点とする主要都市間における距離制運賃 早見地図

<利用上の留意点>

- 早見地図は、近畿運輸局の運賃表を基礎に、出発地から主要な都市ま での運賃を算出しました。
- 出発地からの距離は、奈良県庁から各都府県庁の所在地で算出して います。
- 出発地から各都市へのキロ程は地図ソフトを使用し、高速道路利用を 条件として距離を求め処理しています。
- 記載している運賃は、距離制運賃表に基づく運賃額のみを算出したも のであり、別建て収受する積込・取卸料や附帯業務料、待機時間料な どの料金や高速道路・フェリー利用料などの実費はいずれも含まれて おりません。
- 記載している運賃は一例であり、ご利用にあたっては、実際の運行 ルートに基づきキロ程を求め、運賃を算出してください。



怒染のリスクを下げる

出所:第28回奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料 令和3年9月10日(金)

(1) 専門的知識に基づいた正しい情報から学び、合理的根拠に基づいて行動する

感染症専門医からのメッセージ・

科学的に見ても、以下の対策は重要です



換気

換気により、ウイルスを含んだマイクロ飛沫を除去することで、 エアロゾル感染を防ぎます。

マスク

マスクには、飛沫抑制のほか、汚れた手で鼻や口を さわらないなど、複合的な感染防止効果があります。 特に、不織布マスクは有効とされています。



石「四鳥」

消毒

デルタ株は少量のウイルスでも感染することから、 物品、ドアノブなどを介して感染することを防ぎます。

距離

飛沫が届かない2m以上の距離を確保しましょう。 (または、マスクを着用のうえ対面にならず、換気が充分であれ ば、飛沫感染を防止できます。)

感染症専門医からのメッセージ2



ウイルス対策において、<u>マスクはもっとも大事</u>です

マスクを正しく着けると、

飛沫が出ない

→ ① 飛沫感染が起きない

物や環境も汚染しにくい 🛑 ② 接触感染が起きない

エアロゾルも少ない

➡ ③ エアロゾル感染も起きない

接触感染の防止にも

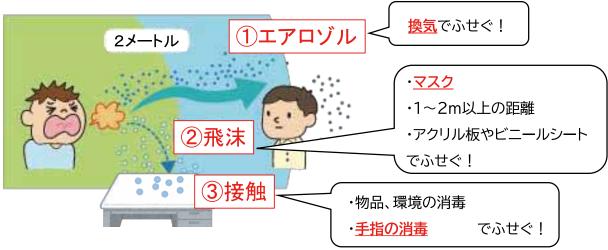
④ マスクがあるから鼻や口も触らなくなる

正しい感染防止対処方法

感染症専門医からのメッセージ❸



3つの感染経路を遮断することが、最も大事です デルタ株でも、対策は同じです



* デルタ株は、感染者の持つウイルスの量が多く、また、少ない量のウイルスでも感染することが分かっています。 粒子の小さいエアロゾルで感染するリスクも高くなっていることから、「換気でふせぐ」ことが重要です。 また、ドアノブなど身の回りの消毒も効果的です。

感染症専門医からのメッセージの

<u>リスクの高い場所</u>には、こんな場面があります

外での近距離での飲食



















ワクチンを接種しても、引き続き注意しましょう

ワクチンの発症予防効果は100%ではなく、また、ワクチンを接種した方から 他人への感染をどの程度予防できるかも、まだ分かっていません 引き続き、親しい仲間うちでも、対面になる時にはマスクを着けましょう

「荷主どうし」の連携により トラック運転者の 労働時間を短縮しましょう

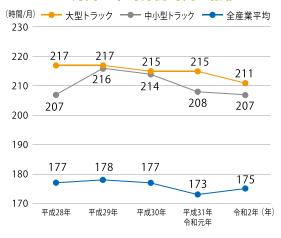


トラック運転者の 長時間労働が 問題になっています!

トラック運転者は、全産業と比較して、長時間労働の実態にあ り、それが"引きがね"のひとつとなって、物流業界は深刻な人手 不足に陥っています。

国民生活や事業活動に必要な物流を安定的に確保するために は、この事態を早急に改善しなければなりません。

月間の平均労働時間の推移



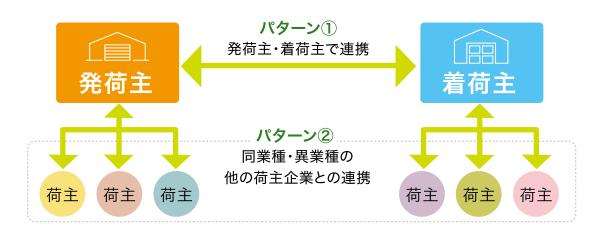
出典:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より

有効求人倍率の推移

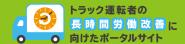


なぜ「荷主どうし」の 連携が必要なので しょうか?

「どの品物を、どれだけ、どの時刻に、どのように積込んで、どの時刻 に、どのように納入するのか」を決めることができるのは、荷主です。 ただし、発荷主からの依頼は、納入指定時刻など、着荷主から の様々な要望を踏まえて決められています。そのため、依頼内容 を見直すためには、「発荷主と着荷主」の連携が必要です。 また、トラック運転者の長時間労働を短縮するためには、「発荷 主と着荷主」の連携に限らず、「同業種や異業種の他の荷主企



業」と連携することも重要です。



厚生労働省では、トラック運転者の長時間労働に向けた 荷主どうしの連携による取組などについてご紹介しています。

トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/





「発荷主・着荷主」の 連携による取組(例)

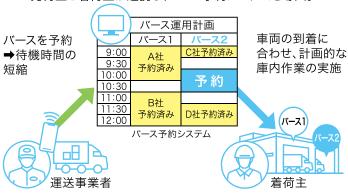
荷主のみなさま向け動画の視聴は ポータルサイトの「情報いろいろ宝箱 (荷主のみなさまへ)」のページから





待機時間の短縮事例(バース予約システムの導入)

発荷主と着荷主が連携し、バース予約システムを導入。



荷主のみなさま向け動画



発荷主・着荷主・トラック運送事業者が『どのように具体的な取組を進め るのか』について、ドラマ仕立て(アニメーション)でご紹介しています。



「荷主どうし」(同業種・ 他業種の荷主企業) の連携による取組(例)

日頃、出会うことのない、他の荷主(同業 種・異業種)の方々と、物流生産性向上に向 けた意見交換をするあい積ミーティング をオンラインで開催します。

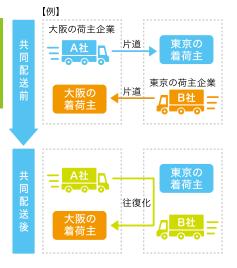
お申込みはポータルサイトの「荷主連携マッ チング~あい積ミーティング~」のページから



共同配送の 取組例

~幹線往復化~

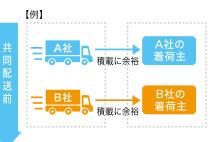
幹線輸送が片道輸送。 荷主どうしで協力し あって往復化を図る。



共同配送の 取組例 2

~同一車両に 積合わせ~

積載率に余裕のある 非効率な集配送。 荷主どうしで協力し あって、同一車両に 積合わせる。





お問合せ窓口

厚生労働省委託事業者 株式会社 富士通総研 担当名:沖原・亀廼井(かめのい)・田村

話:03-6424-6754

メール: fri-truck-seminar@dl.jp.fujitsu.com



貨物自動車運送事業輸送安全規則等に基づく<mark>貨物自動車運送事業者が備え置くべき帳票類等一覧</mark>

| 区分 | 様 式 ダウンロード | 帳 票 類 | 概 要 等 | 保存期間 |
|---------------|---------------|--------------------------|---|---|
| #E | • | 事故記録の作成・保存 | 当該事故が発生した場合、30日以内に記録を作成 | 当該事故発生後 3 年間 |
| 帳票類 | • | 事故報告書の提出 | 自動車事故報告規則第2条に規定する事故が発生した場合、30日以内に運輸支局に提出 | 当該事故発生後 3 年間 |
| を整備 | ● 運転者台帳の作成 | | 運転者毎に必要事項を記載した台帳(写真貼付)を作成し、営業所に 備え置く | 常時備え付け及び 運転者でなくなった日から3年間 |
| +0 | | 車両台帳の作成 | 営業所に配置する車両の検査証の写し及び自賠責保険の写しを備え置く | 常時備え付け |
| 報告 | • | 事業報告書の提出 | 毎事業年度の経過後、100 日以内に運輸支局に提出 | |
| 等 | • | 事業実績報告書の提出 | 前年4月1日から3月31日までの実績を毎年7月10日迄に運輸支局 に提出 | |
| | • | 運行管理規程の作成 | 運行管理者が、的確かつ円滑に事業用自動車の安全の確保に関する業務を行うために、運行管理者の職務や権限、事業用自動車の運行の安全に関する規程を作成 | 常時備え付け |
| | • | 運行管理者選任届 | 選任又は解任後、概ね7日以内に運輸支局に届出 | 常時備え付け |
| | | 運行管理者の研修の受講 | 選任した年度は必ず受講、その後2年に1回の受講 | |
| | • | 運行計画表(勤務割表)の 作成 | 休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間 が十分に確保されるように、改善基準告示に従って、運転者の勤務時 間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させる | 常時備え付け |
| 運行 | • | 点呼の実施及び記録・保存 | 運転者に対し、対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。)により点呼を行い、報告を求め、及び確認を行い、並びに運行の安全を確保するために必要な指示を与え、常時アルコール検知器の有効を保持する | 1 年間 |
| 管 | • | 乗務等の記録・保存 | 乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに必要事項を記録 | 1 年間 |
| 理等 | | 運行記録計の活用及び 記録・保存 | 運転者の乗務について、事業用自動車 (車両総重量 7 トン以上又は最大積載量 4 トン以上)の瞬間速度、運行距離及び運行時間を記録 | 1 年間 |
| | • | 運行指示書の作成・保存 | 乗務前、乗務後点呼のいずれも対面で行うことができない乗務を行う 運転者の運行ごとに、必要事項を記載した運行指示書を作成し、運転 者に対し適切な指示を行い、及びこれを当該運転者に携行させる | 1 年間 |
| | • | 乗務員への指導・監督の 実施及び記録・保存 | 国土交通省告示 1366 号に基づく教育の実施 | 3 年間 |
| | • | 特定運転者の指導・監督の 実施 | 初任・適齢(65歳以上)・事故惹起運転者への指針に基づく教育の実施 | 3 年間 |
| | | 特定運転者の適性診断の 受診及び保存 | 初任・適齢(65歳以上)・事故惹起運転者の受診 | 3年間 |
| | • | 整備管理規程の作成 | 整備管理者の義務として掲げる事項の執行に関する規程を作成 | 常時備え付け |
| 車 | • | 整備管理者選任届 | 選任又は変更後、15日以内に運輸支局に届出 | 常時備え付け |
| 両 | | 整備管理者の研修の受講 | 選任した年度の翌年度の末日までに受講、その後2年に1回の受講 | |
| 管理等 | • | 日常点検の実施及び記録・ 保存 | 自動車点検基準に基づく点検の実施 | 1 年間 |
| 13 | • | 定期点検整備の実施及び 記録・保存 | 3 ヵ月点検記録簿及び 12 ヶ月又は 24 ヶ月点検記録簿への記録 | 1 年間 |
| 労 | • | 就業規則の作成 | 常時 10 人以上の従業員を使用する使用者は、管轄する労働基準監督 署への届出 | 常時備え付け |
| 労基法等 | • | 36 協定の届出 | 時間外労働、休日労働がある使用者は、毎年 1 回管轄する労働基準監督署への届出 | 完結の日(有効期間満了 の日)より3年間 |
| 等 | | 健康診断の受診 | 雇入れ時の健康診断、定期健康診断は年1回、但し深夜労働者(22時~翌日5時)は年2回の受診 | 5 年間 |
| 法定福利 | | 労災保険・雇用保険への 加入 | 労働者を1人でも雇用していれば加入 | 労働保険:完結の日より 3年間又は4年間 /労災保険:完結の日よ り3年間 雇用保険:完結の日よ り2年間又は4年間 |
| 費 | | 健康保険・厚生年金保険 への加入 | 法人事業所及び常時 5 人以上の従業員を使用している個人事業所は 加入 | 健康保険:完結の日より 2年間 厚生年金保険:完結の日 より2年間 |
| | | | | |

[●] 印は、(公社) 奈良県トラック協会ホームページより、ダウンロードできます。